

国民健康保険は事故被害にあった人の負担を軽減します

■第三者の行為によって傷害を受けたときには

交通事故や他人の飼犬に咬まれたときなど、第三者の行為によって傷害を受けた場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし実際には加害者との交渉問題や、加害者の支払い能力の問題などもあり、差し当たって必要な支払いに困ってしまうケースもあります。

そこで、一時的に国民健康保険が医療費を立て替え、後で国保が加害者に請求することで、被害にあった人の負担を軽減します。

■事故について示談の前に、必ず住民生活課に届け出を

国保へ事故の届け出をする前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、国保で治療を受けることができなくなる場合があります。

加害者との示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課へ届け出をしてください。

●こんなときは国保での治療は受けられません

①勤務中や通勤途上での事故の

とき

労災保険の対象となるため、国保の対象外となります。

②不法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故のとき

国保での給付制限の対象となり、保険給付は支給されません。

③すでに示談を済ませてしまったとき

町住民生活課を通して国保と相談することなく、加害者との示談を済ませてしまうと、国保が使えるようになる場合があります。※届け出などの詳しい内容については、町住民生活課までお

問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線106)

✉kkg204@town.kosa.lg.jp

■申告を忘れずに

国民健康保険に加入している人は、所得の申告が必要です。国民健康保険税の軽減は所得に応じて行われますので、申告をしないと国保税の軽減が受けられません。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

(内線115)

✉kkg105@town.kosa.lg.jp

また、申告をしないと医療費の限度額認定の判定が上位所得者となり、正しい判定ができなくなります。

申告をされていない人は、町税務課までご相談ください。

健康づくり啓発の「肥後にわか」動画をホームページで公開中!



町では、国民健康保険の財政健全化への取り組みの1つとして、町職員による「肥後にわか

劇」での啓発劇を制作しました。

本劇は、町民の皆さんに分かりやすい形で医療費の削減や生活習慣の改善などに取り組んでいただくきっかけとするために、町職員が企画・脚本・撮影・編集を全て手掛けて制作したものです。

町内の行政区で国保財政の健全化に関して説明する座談会などで上映し、ご自身の医療費削減や健康増進について考えていただくようご紹介しました。町公式サイト (<http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>) で動画も公開しています。

また、本劇のDVDは、町教育委員会社会教育課で貸し出しているほか、各行政区にも配布していますので、地域でご活用ください。

町ではこれからも、国保財政の健全化に抜本的に取り組んでいきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※写真は、メタボリックシンドロームの予防に適度な運動を勧めるシナリオ②「過ぎたるは及ばざるがごとし」の一場面。